

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)12月14日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】共同相続された委託者指図型投資信託の受益権につき相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し,それが上記受益権販売会社の被相続人名義の口座に入金された場合にも共同相続人の1人は上記会社に自己相続分相当の金員の支払を請求できないと判示(平成26年12月12日最高裁平成24年(受)第2675号)

【2】ラズベリージャムを購入してクッキーを製造するXは,当該ジャムから残留基準値を超える農薬が検出され製品を焼却処分したため冷凍ラズベリーの輸入業者Yに対し損害賠償を請求。Xの1割の過失相殺を認めた上でYへの請求を5253万1143円の範囲で一部認容(平成24年3月21日東京地裁平成22年(ワ)第30372号,平成22年(ワ)第43555号)

【3】X1は旧国鉄管理下の施設からの落下物で脳挫傷を負い,X1と国鉄は後遺症が出た場合損害賠償義務を認める示談書を作成。その後X1は高次脳機能障害との診断を受けたが国鉄の債務承継者Yは消滅時効,除斥期間の経過を主張したものの,Yのいずれの主張も排斥された(平成26年4月14日東京地裁平成21年(ワ)第29876号)

(商事法)

【4】Bが「法人成り」したA社においてX信用金庫からY信用保証協会の信用保証付で融資を受けそれを騙取。XはYに残元金及び遅延損害金の支払を請求,Yは保証契約の錯誤無効を主張。本判決は原判決を是認しYの誤信が重大な過失に当たらないとしXの控訴を棄却(平成24年7月4日東京高裁平成24年(ネ)第1514号)

【5】A社はX信用保証協会と信用保証委託契約を締結しZ信用組合から融資を受けた。個人YはA社のXへの債務につき連帯保証。その後XはAの債務をZに代位弁済しYには求償債権の支払を請求。本判決はYの錯誤無効等の主張を認めた原判決を取消,Xの請求を認容(平成25年5月23日東京高裁平成24年(ネ)第7855号)

【6】経営困難に陥った貨物運送業Aは関連会社Yとの間で送金先変更契約を締結。その後Aが倒産しAの債権を有するXが同送金先変更契約が詐害行為に当たる等として送金済金員の支払,損害賠償等を請求。本判決は原告の請求を棄却した原判決を取消,Xの請求を認容(平成26年1月23日高松高裁平成25年(ネ)第325号)

【7】A社は取引先をY社とするREDI債を購入したが,その期日前償還により損害を被った。AはYらに対し,同債組成に関する注意義務違反,説明義務違反を理由に損害賠償を請求。原審は請求棄却。控訴審は,A社の過失相殺を5割としたうえYの説明義務違反を認容(平成26年8月27日東京高裁平成25年(ネ)第4770号)

(知的財産)

【8】Xは指定商品を第3類「せっけん類,化粧品,香料類」とするY社の登録商標「三相乳化」につき,商標法50条に基づく登録取消請求をしたところ特許庁により請求不成立審決を受けたため同審決の取消しを求めたが,同請求は棄却された(平成24年5月16日知財高裁平成23年(行ケ)第10244号)

【9】特許無効審決を受けた原告がその取消を求めた事案。甲2発明Aに甲1発明の技術を適用する動機付けの判断(当業者が容易に推考し得た)は,事後分析的な不適切な判断であるとして無効審決が取消された事例(平成26年11月19日知財高裁平成26年(行ケ)第10124号)

【10】引用商標の商標権者である被告の請求に基づき原告の有する本件商標がその指定商品の一部に関して類似の商標に当たるとしてその登録を無効とした審決の取消訴訟で,両商標が非類似とする原告の主張について,前件訴訟の蒸返して不適法とされ却下された事例(平成26年11月26日知財高裁平成26年(行ケ)第10127号)

【11】特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案。刊行物1発明に刊行物3発明を適用して相違点に係る本願発明の構成とすることを当業者が容易に想到し得るとした審決の判断は誤りであるとして拒絶審決が取消された事例(平成26年11月27日知財高裁平成25年(行ケ)第10234号)

【12】氏名不詳の本件発信者がアップロードしたプログラムは原告の複製権又は翻案権及び公衆送信権を侵害する

として、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき発信者情報の開示を求め、同請求が認容された事例(平成26年11月26日東京地裁平成26年(ワ)第7280号)

(民事手続)

【13】当事者が準備書面の直送をするためにした支出については、民事訴訟費用等に関する法律2条2号の類推適用により費用に当たると解することはできず、訴訟費用には含まれないと判示(平成26年11月27日最高裁平成26年(許)第19号)

【14】国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門の開放禁止仮処分決定に基づく間接強制決定(開門1日につき49万円の制裁金)に対する国の執行抗告事案。排水門の開放を求める確定判決は障害にならないとして、原決定を支持し国の執行抗告を棄却した(平成26年7月18日福岡高裁平成26年(ラ)第232号)

(刑事法)

【15】被疑者が京都地下鉄車内で女子中学生の体に触ったとされる迷惑行為防止条例違反被疑事件において勾留請求を却下した原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定に刑法60条1項、426条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例(平成26年11月17日最高裁平成26年(シ)第578号)

【16】被告人がLED照明の納品を偽り被害会社から2億3000万円余を詐取した事件の裁判の過程で、原々審が被告人の保釈を許可したため検察が抗告。原決定は保釈を取消し被告人が特別抗告した事案。本判決は原決定を取消、原々決定に誤りはないとして抗告を棄却した(平成26年11月18日最高裁平成26年(シ)第560号)

【17】不特定多数の顧客にネットでわいせつ動画を配信しわいせつ電磁的記録等送信頒布等で起訴された被告人が、データのダウンロードは顧客の行為として「頒布」を否定したが、顧客の操作に応じ自動的にデータ送信する配信サイトを利用して送信する方法は頒布に当たるとした(平成26年11月25日最高裁平成25年(あ)第510号)

【18】刑事施設にいる被告人が被収容者からの書面の受領を担当する刑事施設職員に対し上訴取下書を交付し、同職員がこれを受領したときは、刑法367条の準用する同法366条1項にいう「刑事施設の長又はその代理者に差し出したとき」に当たると判示(平成26年11月28日最高裁平成26年(シ)第538号)

(公法)

【19】平成25年施行の参議院議員選挙当時、公職選挙法14条の議員定数配分規定の下で投票価値の不均衡は平成24年法律第94号で改正され、上記選挙までに更に改正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えとはいえず上記規定が憲法に違反していないと判示(平成26年11月26日最高裁平成26年(行ツ)第78号)

【20】平成25年施行の参議院議員選挙当時、公職選挙法14条の議員定数配分規定の下で投票価値の不均衡は平成24年法律第94号で改正され、上記選挙までに更に改正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えとはいえず上記規定が憲法に違反していないと判示(平成26年11月26日最高裁平成26年(行ツ)第155号)

【21】相続税につき減額更正がされた後に増額更正がされた場合において、上記増額更正により増額された税額に係る部分について上記相続税の法定納期限の翌日からその増額された税額の納期限までの期間に係る延滞税が発生しないとされた事例(平成26年12月12日最高裁平成25年(行ヒ)第449号)

【22】受刑者の選挙権行使を認めていない公職選挙法11条1項2号の違憲確認及び国会議員が公職選挙法改正をしなかったことによる精神的損害への慰謝料の請求につき、同号が憲法15条、43条、44条但書に違反するが、立法不作為が違法だとはいえないとして控訴を棄却(平成25年9月27日大阪高裁平成25年(行コ)第45号)

【23】ミャンマー国籍の原告が、難民と認定されず在留特別許可の不許可処分を受けたためその無効確認等を求めた事案。原告が迫害される可能性があるとして難民該当性を認定。一方在留資格の取得が許可されるので同不許可処分の無効確認は訴えの利益がないとして却下(平成24年4月13日東京地裁平成23年(行ウ)第73号)

(社会法)

【24】日本政策金融公庫(Y)に勤務していたXが、昇格の遅れ、役職の解任などを理由に昇格していれば受け取れたはずの給与相当額、慰謝料等の支払を請求した事案。人事権の行使は使用者の経営上の裁量判断に属し、Yの人事考課に不当な点はなかったとして請求を棄却(平成24年5月16日東京地裁平成22年(ワ)第26924号)

【25】Y経営の病院の労働組合Xがヤミ手当、パワハラを理由にストを実施。Yの申立てどおりスト禁止仮処分決定がなされたため、XがYの同申立は被保全権利及び保全の必要性を欠く違法としてYに損害賠償を求めた事案。Yの申立を不法行為としてXの請求を認容(平成26年2月28日津地裁平成24年(ワ)第485号)

【26】トラック運転手Xらが雇用主Yに対し、法定外の時間外労働を日常的に行っていたとして未払の割増賃金等の支払いを求めた事案。トラックを駐車しての待機時間は休憩時間で労働時間ではないとするYの主張が排斥され、待ち時間を実労働時間と認定した(平成26年4月24日横浜地裁相模原支部平成22年(ワ)第682号)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 最二判平成26年12月12日 最高裁HP 平成24年(受)第2675号 相続預り金請求事件

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/688/084688\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/688/084688_hanrei.pdf)

##### (裁判要旨)

共同相続された委託者指図型投資信託の受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の1人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない。

##### (理由)

共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである(最高裁平成23年(受)第2250号同26年2月25日第三小法廷判決・民集68巻2号173頁参照)。そして、元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものである。

#### (2) 東京地判平成24年3月21日 判例タイムズ1405号320頁

平成22年(ワ)第30372号 損害賠償請求事件(第1事件)、平成22年(ワ)第43555号 費用償還請求事件(第2事件)(一部認容・確定)

Yは米国から冷凍ラズベリーを輸入してZ1に売却し、Z1がこれをジャムに加工してZ2に売却し、XはZ2からこれを購入しクッキー等を製造していたところ、当該ジャムから残留基準値を大幅に超える農薬が検出されたため、Xは当該ジャムを使用した製品を回収し焼却処分した。Xは、Yが冷凍ラズベリーの安全性を検査等し注意する義務に違反したとして製品破棄等により生じた損害賠償を請求した。本判決は、Yは、サンプル検査の結果、残留基準値一杯の農薬が検出されたことからすれば、他の冷凍ラズベリーに残留基準値を超える農薬が存在する可能性が十分存するのであるから、出荷前にサンプル数を増やす等して再検査をすべき義務があったのにこれを怠って納品した等とし、Yの過失(品質管理義務、安全性についての追跡調査義務違反)を認めたが、Xにも食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じる義務違反があると1割の過失相殺を認め、請求を5253万1143円の範囲で一部認容した。

#### (3) 東京地判平成26年4月14日 判例時報2233号123頁

平成21年(ワ)第29876号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

昭和58年6月、X1(当時生後1年1箇月)は、当時国鉄が管理していた鉄道高架橋から崩落したブロック片の頭部への落下により脳挫傷等の傷害を負い、X1と国鉄は、将来発生分を含めたX1の治療費の負担、損害賠償金の支払、将来後遺症が発生した場合にはその損害賠償義務を認めること等を内容とする示談書を作成した。平成19年にX1は、頭部MRI検査等により脳挫傷及び高次脳機能障害であるとの診断を受けた。X1は両親X2及びX3とともに国鉄の債務を承継したYに対し、不法行為に基づく損害賠償請求を提起した。Yは消滅時効、除斥期間の経過を主張した。

本判決は、民法724条の「損害を知った」といえるためには被害者がその請求権を行使できる程度に具体的な認識が必要であるとしてX1の生育歴、医師等の診断助言の内容等からX1の傷害と落下事故との因果関係を具体的に認識するには至っていないとして消滅時効の主張を排斥し、X1の受傷時の年齢から精神障害の発生の有無の判定にはX1の心身の成長を待つ必要がある等の理由から損害の全部又は一部が発症した時、すなわち精神障害の発症時が除斥期間の起算点であるとして除斥期間経過の主張も排斥した。

### 【商事法】

#### (4) 東京高判平成24年7月4日 金法2006号100頁

平成24年(ネ)第1514号 保証債務履行請求控訴事件(控訴棄却)

Y信用保証協会は、X信用金庫のA社への貸付について信用保証をしたが、同貸付は、Bが、Cと共謀して、石綿作業従事者の資格を有していたBがいわゆる「法人成り」したA社において、その業務として行うアスベスト除去工事に必要な機器を仮装のD社から購入する代金名下にX信用金庫からY信用保証協会の信用保証付きで融資を受けて当該融資金を騙取しようとして企て、X信用金庫の担当者らを欺罔するなどして、これを実行させたものであった。本件は、X信用金庫が、Y信用保証協会に対し、保証債務履行請求権に基づき、残元金1133万9000円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求めたのに対し、Y信用保証協会において、当該信用保証に係る保証契約はY信用保証協会の錯誤により無効で

あると主張して、X信用金庫の請求を争った事案である。原審は、上記保証契約の錯誤無効を認め、X信用金庫の請求を棄却したところ、X信用金庫が控訴を提起した。

本判決は、原判決を引用し、その判断を是認したものであるが、Y信用保証協会による錯誤の主張について、要旨次のとおり判断した。借主が中小企業者としての実体を有することは、Y信用保証協会が信用保証をするための重要な要素であり、かつ、X信用金庫においてもこれを認識していたということができるところ、Y信用保証協会は、実際にはA社には企業としての実体がなく、資金の使途は架空のものであったにもかかわらず、企業としての実体を有しており、資金の使途は正常な設備投資であると誤信していたということが出来るから、上記保証契約は、Y信用保証協会において意思表示の重要な部分に要素の錯誤があったということが出来る。X信用金庫は融資の申込みを受けた際、金融機関として通常必要とされる審査を行ったこと、Y信用保証協会は、このような審査が行われたことを前提として、書面審査および現地調査を行った上で、保証を承諾したことが認められるところ、Y信用保証協会の審査の過程において、A社に中小企業者としての実体があること、資金の使途がアスベスト除去機器等の購入代金であること、返済の意思があることについてとくに疑問を抱くべき特段の事情は見受けられなかったのであるから、A社に中小企業者としての実体があり、資金の使途が正常な設備投資であるとY信用保証協会が誤信したことに重大な過失は認められない。

#### (5)東京高判平成25年5月23日 金法2006号86頁

平成24年(ネ)第7855号 求償金請求控訴事件(原判決取消・請求認容)

Z信用組合は、平成17年6月、製材業等を営むA社との間で、信用組合取引約書を締結して取引を開始した。X信用保証協会は、平成17年11月、A社との間で、A社がZ信用組合から1600万円を借り入れるにつき、X信用保証協会に保証を委託する旨の信用保証委託契約を締結した。Yは、A社とは直接の関係のない個人であるが、同日、X信用保証協会に対し、A社がX信用保証協会に対して負担する債務について連帯保証した。ところが、A社は、平成18年2月1日、手形交換所の取引停止処分を受け、その期限の利益を喪失したため、X信用保証協会が、Z信用組合に対し、上記貸付金の元金残額と利息を併せた1581万円余を代位弁済した。本件は、X信用保証協会が、Yに対し、上記連帯保証契約に基づき、求償債権1581万円余の支払を求めたところ、Yが、X信用保証協会とYとの間の連帯保証契約は錯誤により無効であるか、またはX信用保証協会がYに対して連帯保証債務の履行を請求することは権利の濫用であると主張して、これを争った事案である。原審は、Yの錯誤無効の主張を容れ、X信用保証協会の請求を棄却したところ、X信用保証協会が控訴した。

本判決は、A社のメインバンクであるZ信用組合の支援継続の方針やA社の売上改善の見込みなどの事実認定を踏まえ、A社が、上記連帯保証契約締結当時、倒産必至の状況・破綻状態にあったとはいえないと判示した上、これに加えて、上記連帯保証契約締結当時、Yが、X信用保証協会に対し、「大丈夫か」と発言していたとしても、それによって、A社が破綻状態にないことを上記連帯保証契約の前提とする旨の動機が表示されたと解することはできないと判示し、Yの錯誤無効の主張を排斥した。また、Yの権利濫用の主張についても、上記連帯保証契約締結当時、A社が倒産必至の状況にあるとは認められない上、仮にそうであったとしても、X信用保証協会がこの事実を認識し、又は容易に認識できたとは認められないとして、これを排斥した。

#### (6)高松高判平成26年1月23日 判例時報2235号54頁

平成25年(ネ)第325号 保証債務履行等請求控訴事件(取消(上告・上告受理申立て))

本件は、貨物運送業を営む株式会社Aが、経営が困難な状態に至り、荷主からの運送代金の支払いがなされても、銀行に差し押さえられ、貨物運送の業務委託契約を結んでいる関連会社Y1への支払いが続けられないという状況で、Aの事実上の取締役当たると言えるY2の指示で、Y1との間で送金先変更契約を締結し、取引先にその旨を通知し、その後、Aが事実上の倒産をしたため、Aに対して債権を有するXが、送金先変更契約が詐害行為に当たるなどとして、Y1との間で、その取消と既に送金済みの金員の支払いを求めるなどとともに、Y2に対し、会社法第429条1項に基づき損害賠償の請求を行ったという事案である。

原判決は、送金先の変更契約は、弁済金の代理受領契約に過ぎず、相殺勘定はなされていないことから、委任者の債権者である第三者は、この受取物引渡債権を差し押さえたり、債権者代位による取立てを行うなどの方策を講ずればよいとして、原告の請求を棄却した。

Xは、原判決が不服であるとして控訴をしたところ、控訴審における判決は、上記の送金先変更契約は、Y1にAの荷主に対する運送代金債権の代理受領権限を与えるとともに、その受領金をもってY1のAに対する運送業務受託代金債権の弁済に充てる合意であると認められるところ、Aは上記の送金先変更契約の当時多額の債務を抱えて事実上倒産し、荷主に対する運送代金債権以外にめぼしい財産があったと認められないから上記の送金先変更契約はAの他の債権者に対する詐害行為に当たると判断し、取消及び送金済みの金員の支払いを認め、また、事実上の取締役であるY2に会社法第429条1項に基づく損害賠償の支払い義務があることも認めた。

## (7)東京高判平成26年8月27日 金法2007号70頁

平成25年(ネ)第4770号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更・請求一部認容)

A社は、既に発行済みの社債について、返済債務を信託によってオフバランス化することで、バランスシートのスリム化を図る実質的ディフィーゼンスを実施することを計画し、Y1社にそのスキームの提案を依頼した。これに対し、Y1社は、格付付きインデックス連動リミテッド・リコース・担保付固定利付クレジット・リンク債券(「本件REDI債」)を提案した。A社は、同社とB信託銀行との間の特定運用金銭信託契約の運用対象金融資産として、Y1社から、B信託銀行を通じ、発行者をC、スワップ・カウンターパーティーをY1社の完全親会社であるY2社とする本件REDI債を、300億円で購入し、本件ディフィーゼンス取引を開始した。ところが、その後、本件REDI債について期日前償還事由が発生し、償還が実施され、これによりA社は290億円余の損害を被った。そこで、A社は、Yらに対し、(1)本件REDI債の組成に関する注意義務違反、(2)本件REDI債に関する説明義務違反があるなどとして、上記290億円余について損害賠償を求める訴訟を提起した。A社は、原審継続中に、会社更生手続開始の決定を受け、その管財人に就任したXが、A社の上記訴訟を承継した。原審がXの請求をいずれも棄却したところ、これを不服とするXが控訴したのが本件である。

本判決は、上記(1)の注意義務違反の主張について、本件ディフィーゼンス取引のスキームは、中核をなす金融資産が複雑な仕組債であり、リスクが高く、格別の配慮が必要なものではあるが、Y1が、社債の実質的ディフィーゼンスを計画していたA社からの要請を受けて提案したスキームを同社が選択したものであり、そのような場合、Y1社としては、顧客であるA社が意思決定をする上で重要な当該金融資産についての知識と情報についての説明義務を負うものではあるが、金融商品の組成や内容、メリット及びリスクがA社の実質的ディフィーゼンス実施の目的に沿うものか否かについての検討や判断は、提案した販売業者であるY1から提供された知識や情報に基づき、基本的にはA社において行うべきであること、上記スキームは、低コストでキャッシュ・イン事由による早期積立終了を目指すもので、当該社債の残存期間や利率に照らし、メリットという点では当時のA社の実質的ディフィーゼンス実施の目的に沿ったものといえること、その中核をなす金融資産である仕組債も、金融資産として瑕疵、欠陥があり実質的ディフィーゼンスの実施におよそ適さないものであったとまでいうことは困難であることなどの事情がある本件においては、Yらに金融商品組成上の注意義務違反があるとはいえないと判示した。他方、上記(2)の説明義務違反の主張については、本件ディフィーゼンス取引は、中核をなす金融資産が複雑な仕組債であり、リスクが高く、格別の配慮が必要なものであること、業界初の新商品であり、販売経験が充分とはいえないものであることなどによれば、販売業者であるY1において、当該金融商品の組成及びそのリスクを説明すべき義務があるというべきであるところ、本件ディフィーゼンス取引の特殊性、当初のY1社の説明内容においては、A社において本件ディフィーゼンス取引をその組成、スキームに照らし、具体的にシミュレートを行いリスクについての具体的かつ正確な検討をすることが著しく困難であったといえること、A社の担当者らにおいて金融取引についてさほど詳しい知識を有していなかったこと、Y1社が取引のリスクに関し具体的に説明したのは、当初同社が示したスケジュールにおけるA社側のデューデリジェンス期間経過後であり、A社側が既に社債の引受人や信託銀行と折衝に入っていた時期であったことなどの本件諸事情を総合すると、Y1社が、A社の担当者に対して説明義務を尽くしたということではできず、Yらにおいて説明義務違反があると判示した。ただし、A社において、本件REDI債の購入を含む本件ディフィーゼンス取引について、Y1社に対し、本件REDI債の仕組み、リスク等を積極的に確認していれば、損害が拡大することを防止できた可能性が高いとして、損害の5割を過失相殺した。

### 【知的財産】

## (8)知財高判平成24年5月16日 判例タイムズ1405号334頁

平成23年(行ケ)第10244号 審決取消請求事件(請求棄却・上告,上告受理申立(後上告棄却,上告受理申立不受理))

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/258/082258\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/258/082258_hanrei.pdf)

Xは、指定商品を第3類「せっけん類,化粧品,香料類」とするY社の登録商標「三相乳化」につき、商標法50条に基づき登録取消請求をしたところ、特許庁が商品パンフレット等における使用の事実を認定し請求不成立審決を受けたので、同審決の取消しを求めた。本判決は、パンフレット中の文字が上記商標の外観と同じ態様であり、かつ、他の文章の文字と異なり注意を惹くものとなっていること、パンフレットは指定商品である化粧品等と同梱して顧客に送付し商品の宣伝目的等で作成され、それ自体が宣伝広告媒体の性格を帯びていること、その記載の趣旨は単にYの商品が「三相乳化」と呼ばれる技術によって製造されているという事実にとどまらず、同商品の特徴が「三相乳化」にあることを強調するものであること等を指摘し、「三相乳化」の文字態様はYの業務に係る商品と他人の業務に係る商品とを識別する機能を果たし、Yの業務に係る商品を需要者や取引者に対して広告する機能を果たしているものと評価できるとし、請求を棄却した。

### (9)知財高判 平成26年11月19日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10124号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/657/084657\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/657/084657_hanrei.pdf)

特許無効審判により特許を無効とする審決を受けた原告が無効審決の取消しを求めた事案であって、甲1の技術を甲2発明Aに適用して相違点に係る本件発明の構成とすることは当業者が容易に推考し得たとの審決における、甲2発明Aに甲1発明の技術を適用する動機付けの判断は事後分析的な不適切な判断であるとして、無効審決が取消された事案。

審決は、甲2発明Aに、甲1の技術を適用すると、適用後の発明は、甲1に記載された消費者にとって有用な作用効果を奏することが、当業者に明らかであるから、甲2発明Aに甲1の技術を適用する動機付けは存在するとした。

しかし、これは、両発明を組み合わせることについての動機付けの判断に当たり、具体的な動機や示唆の有無について検討することなく、単に、組合せ後の発明が消費者にとって有用な作用効果を奏するとの理由で動機付けを肯定しているものであり、事後分析的な不適切な判断といわざるを得ない。

そこで、甲2発明Aに甲1発明の技術を適用する動機付けについて検討する。すなわち、両発明とも、ガムなどの製品(包装体)を箱(収納容器)に収納するパッケージ(容器入り包装体)であり、同じ技術分野に属するものであって、製品(包装体)が取り外された後においても箱(収納容器)内で製品(包装体)を保持することができるようにするという点で課題(効果)を同じくする部分があるものと認められる。

しかし、甲2発明Aは、消費者が製品をシート及びハウジングから掴んで容易に取り出すことができ、かつ、多数の製品が取り外された後も製品を保持することができることを目的とし、そのために、製品とシートの間(接着)は、製品をシートから容易に取り出すことのできる「剥離可能な」結合(接着)との構成をとったものである。

これに対し、甲1発明は、容器に収納されている形態の被包装物を、片手で簡便に取り出すことを可能とする容器入り包装体を提供することを目的として、包装体下方部を収納容器に永久的に固着すること、及び包装体の適宜位置に収納容器底面と略平行な切目線を設けること、の2つの要件により、包装体を収納容器から取り出す際、包装体を引き張るだけで、包装体が切目線の部分で切り離され、包装体を被包装物の一部が露出した状態で取り出すことができるとの構成をとったものである。

そうすると、当業者は、製品をシートから容易に取り出すことのできる「剥離可能な」結合(接着)との構成をとった甲2発明Aにおいて、製品とシート間及びシートと箱間の「接着」を「永久的」なものとすることによって、包装体が切目線の部分で切り離されるように構成した甲1発明を組み合わせることはないというべきである。

よって、甲1の技術を、甲2発明Aに適用して、相違点に係る本件発明の構成とすることは、当業者が容易に推考し得たことである、との審決の認定は誤りである。

### (10)知財高判平成26年11月26日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10127号 商標権審決取消請求事件(却下)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/663/084663\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/663/084663_hanrei.pdf)

引用商標の商標権者である被告の請求に基づき、原告の有する本件商標がその指定商品の一部に関して商標法4条1項11号(他人の先願登録商標と同一又は類似の商標)に該当するものとしてその登録を無効とした審決の取消訴訟で、両商標が非類似とする原告の主張が、前件訴訟の蒸し返しであるか否かが争点となった。

本件審決取消訴訟は、本件審決の取消しを求めるものであり、別件審決の取消しを求める別件審決取消訴訟とは訴訟物が異なるが、本件審決及び別件審決はいずれも、原被告間における本件商標の登録に係る無効審判請求事件につき、本件商標が引用商標と類似し、商標法4条1項11号に該当する旨を認定した。本件審決取消訴訟及び別件審決取消訴訟のいずれも、原被告間において、上記認定をした審決の判断の当否を争うものであり、当事者及び本件商標と引用商標との類否という争点を共通にしている。従って、本件審決取消訴訟は、実質において、本件商標と引用商標との類否判断につき、既に判決確定に至った別件審決取消訴訟を蒸し返すものといえ、訴訟上の信義則に反し、許されないものというべきである(最高裁昭和51年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号799頁、同昭和52年3月24日第一小法廷判決・集民120号299頁、同平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1147頁参照。)、として、原告による本訴の提起は不適法なものとして却下された。

### (11)知財高裁平成26年11月27日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10234号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/660/084660\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/660/084660_hanrei.pdf)

特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消しを求めた事案であって、刊行物1発明に刊行物3発明を適用して相違点に係る本願発明の構成とすることを当業者が容易に想到し得るとした審決の判断は、刊行物1発明に刊行物3発明を適用することには阻害要因があるから誤りであるとして、拒絶審決が取消された事案。

審決は、刊行物1発明におけるカーボンナノチューブ層のパターニング方法を刊行物3発明における「カーボン



ナノチューブ層の形成後にカーボンナノチューブ層をリソグラフィ技術でパターンニングするという方法」に変更して、相違点に係る本願発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである旨判断した。

しかし、刊行物1発明は、「ナノチューブ薄膜は固着性が悪く、接触や空気の流れ(たとえば空気掃除機)により容易に除かれるほどである。」ため、「適切な固着性を有し、より有用で堅固なデバイス構造の形成を可能にするより便利で、融通のきく方法」を開発することを課題とし、これを実現するため、パターン形成材料にカーボン分解材料、カーバイド形成材料、低融点金属などを用いてパターン形成し、これにナノチューブを堆積させた上でアニールすることによって、カーボン分解、カーバイド形成又は溶解を誘発させて、固着性(「ASTMテープ試験D3359-97で、2A又は2Bスケールを十分越える固着強度を指す。」)を確保するものである。

したがって、固着性の確保は刊行物1発明の必須の課題であって、刊行物1発明におけるパターンニングの方法については、刊行物1発明と同程度の固着性を確保できなければ、他のパターンニングの方法に置き換えることはできないというべきである。そして、刊行物3発明のパターンニング方法におけるカーボンナノチューブの固着性についてみると、刊行物3発明は、「カーボンナノチューブを塗布、圧着、埋込み等の方法で合成樹脂製の支持基板12上に供給する」と記載しているのみであって、固着性について特段の配慮はされておらず、カーボンナノチューブ層が支持基板12に対して、いかなる程度の固着強度を有するかも不明である。

よって、刊行物1発明に刊行物3発明を適用することには阻害要因があるから、刊行物1発明に刊行物3発明を適用して相違点に係る本願発明の構成とすることを当業者が容易に想到し得るとした審決の判断には誤りがある。

## (12)東京地判平成26年11月26日 裁判所HP

平成26年(ワ)第7280号 著作権発信者情報開示請求事件(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/684/084684\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/684/084684_hanrei.pdf)

原告が、ウェブページにおいて氏名不詳の本件発信者がアップロードしたファイルに含まれる発信者プログラムは、原告の創作に係る本件パッチの複製物ないし翻案物であり、本件発信者の行為は原告の複製権又は翻案権及び公衆送信権を侵害するものであることが明らかであるから、本件発信者に対し損害賠償請求権を行使するために本件発信者に係る発信者情報の開示を受ける正当な理由があると主張して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、被告に対し、別紙発信者情報目録記載の発信者情報の開示を求めた事案で、本件パッチがプログラムの著作物に該当するか否かが争点となった。

原告は、本件色切替パッチにおいて実現される処理を行うために用いるコマンド、その組み合わせ及び表現順序に大きな選択の余地がある中で、工夫を凝らして本件色切替パッチを作成したものであるから、本件色切替パッチは、ありふれた表現ではなく、何らかの作成者の個性、すなわち、表現上の創作性が表れていると認められる。したがって、本件パッチのうち、少なくとも本件色切替パッチは、プログラムの著作物であると認められる、として、原告の請求が認容された。

## 【民事手続】

## (13)最一決平成26年11月27日 最高裁HP

平成26年(許)第19号 訴訟費用額確定処分異議申立却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/661/084661\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/661/084661_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

当事者が準備書面の直送をするためにした支出については、民事訴訟費用等に関する法律(以下「費用法」という。)2条2号の類推適用により費用に当たると解することはできず、訴訟費用には含まれない。

(理由)

費用法2条2号は、裁判所が民事訴訟等における手続上の行為をするために行う必要な支出について、当事者等に予納義務を負わせるとともに、その支出に相当する金額を費用とすることにより、費用の範囲及び額の明確化を図ったものである。これに対し、当事者が準備書面の直送をするために行う支出は、裁判所が何らかの手続上の行為を迫ることに伴うものではなく、当事者が予納義務を負担するものでもない。そして、当事者が行う支出については、費用法2条4号ないし10号が、費用となるべきものを個別に定型的、画一的に定めているところ、直送は、多様な方法によることが可能であって、定型的な支出が想定されるものではない。直送をするためにした支出が費用に当たるとすると、相手方当事者にとって訴訟費用額の予測が困難となり、相当とはいえない。

## (14)福岡高決平成26年7月18日 判例時報2234号18頁

平成26年(ラ)第232号 間接強制決定に対する執行抗告事件(抗告棄却(許可抗告)) (諫早湾堤防開門禁止間接強制事件執行抗告審決定)

国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門の開放禁止仮処分決定(福岡地裁平成23年(ヨ)第36号、平成24年(ヨ)第5

号,第27号事件)に基づく間接強制の申立てについて,原決定(長崎地裁平成26年6月4日決定,判例時報2234号26頁)が被告の国に対し開門したときは1日につき49万円の制裁金の支払を命じたことに対し,国が執行抗告した事案。

抗告審は,(1)国は,排水門を開門するための準備にとりかかり,必要な予算措置を講じていることなどからすれば,開放禁止決定に違反して開門するおそれを否定できない,(2)漁業者からの排水門の開放を求める確定判決と本件仮処分に基づく開放禁止を命ずる相矛盾する判決・決定があっても,当事者を異にするから本件確定判決の存在は開放禁止義務の履行に関し国のみでは排除できない事実上の障害にはならない,などの理由を付加し,原決定を支持し,執行抗告を棄却した。

## 【刑事法】

### (15) 最一決平成26年11月17日 最高裁HP

平成26年(し)第578号 勾留請求却下の裁判に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/640/084640\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/640/084640_hanrei.pdf)

(要旨)

迷惑行為防止条例違反被疑事件において勾留請求を却下した原々裁判を取り消して勾留を認めた原決定に刑法60条1項,426条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

(事案)

被疑者は,平成26年11月5日午前8時12分頃から午前8時16分頃までの間,京都市営地下鉄烏丸線の五条駅から烏丸御池駅の間を走行中の車両内で,女子中学生(当時13歳)に対し,右手で右太腿付近及び股間をスカートの上から触った行為で勾留請求された。

原々審は,勾留の必要性がないとして勾留請求を却下した。検察官が準抗告した。

これに対し,原決定は,「被疑者と被害少女の供述が真っ向から対立しており,被害少女の被害状況についての供述内容が極めて重要であること,被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあることからすると,被疑者が被害少女に働きかけるなどして,罪体について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められる」とし,勾留の必要性を肯定し,原々審の裁判を取り消した。

被疑者が特別抗告を申し立てた。

(判旨)

被疑者は,前科前歴がない会社員であり,原決定によっても逃亡のおそれが否定されていることなどに照らせば,勾留の必要性の判断要素は,罪証隠滅の現実的可能性の程度と考えられるが,本件事案の性質に加え,本件が京都市内の中心部を走る朝の通勤通学時間帯の地下鉄車両内で発生したもので,被疑者が被害少女に接触する可能性が高いことを示すような具体的事情がうかがわれないことからすると,原々審の判断が不合理であるとはいえないところ,原決定においては,被害少女に対する現実的な働きかけの可能性もあるというのみで,その可能性の程度について原々審と異なる判断をした理由が示されていない。

よって,原決定を取り消し,さらに,原々審の裁判に誤りがあるとはいえないから,準抗告は棄却する。

### (16) 最一決平成26年11月18日 最高裁HP

平成26年(し)第560号 保釈許可決定に対する抗告の決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/641/084641\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/641/084641_hanrei.pdf)

(要旨)

1 受訴裁判所によってされた刑法90条による保釈の判断に対して,抗告審としては,受訴裁判所の判断が委ねられた裁量の範囲を逸脱していないかどうか,すなわち,不合理でないかどうかを審査すべきであり,受訴裁判所の判断を覆す場合には,その判断が不合理であることを具体的に示す必要がある。

2 公判審理の経過及び罪証隠滅のおそれの程度を勘案して被告人の保釈を許可した原々審の判断が不合理であることを具体的に示さないまま,不合理とはいえない原々決定を裁量の範囲を超えたものとして取り消して保釈請求を却下した原決定は,刑法90条,426条の解釈適用を誤った違法があり,取消しを免れない。

(事案)

被告人は,電気製品の販売等を目的とする会社の取締役であった者であるが,LED照明の製造会社やその代表者らと共謀の上,真実は,LED照明の注文を受けた事実も,LED照明を製造して納品する意思もなく,かつ,被害会社から支払われる金銭は借入金の返済等に充てる意思であるのにその情を秘し,被害会社の担当者に対し,「電球の注文があったので,上記製造会社の製品を納品することにした。その販売窓口が被害会社になったと聞いたので,注文書を持参した」旨うそを言い,LED照明(販売価格2億3000万円余り)の注文書を交付するなどして,注文を受け,代金2億3000万円余りを振込入金させたことから,起訴された。

原々審は,最重要証人である被害会社の担当者に対する主尋問が終了した段階(第10回公判期日が終了した段階)



で、保証金額を300万円とし、共犯者らとの接触禁止等の条件を付した上で被告人の保釈を許可した。検察官が抗告した。

原決定は、「被告人は、共謀も欺罔行為も争っているのであるから、共犯者らと通謀し、あるいは関係者らに働き掛けるなどして、罪証隠滅に出る可能性は低いものではないから、罪証隠滅のおそれは相当に強度というほかなく、刑訴法89条4号に該当する事由がある。その罪証隠滅のおそれが相当に強度であることに鑑みれば、多数の証人予定者が残存する中であって、未だ被害者1名の尋問さえも終了していない現段階において、保釈することは、原審の裁量の幅を相当大きく認めるとしても、その範囲を超える」として、原々決定を取り消し、保釈請求を却下した。被告人が、特別抗告した。

(判旨)

抗告審は、原決定の当否を事後的に審査するものであり、被告人を保釈するかどうかの判断が現に審理を担当している裁判所の裁量に委ねられていること(刑訴法90条)に鑑みれば、受訴裁判所の判断が、委ねられた裁量の範囲を逸脱していないかどうか、すなわち、不合理でないかどうかを審査すべきであり、受訴裁判所の判断を覆す場合には、その判断が不合理であることを具体的に示す必要がある。

しかるに、原決定は、原々審の判断が不合理であることを具体的に示していない。本件の審理経過等に鑑みると、保証金額を300万円とし、共犯者らとの接触禁止等の条件を付した上で被告人の保釈を許可した原々審の判断が不合理とはいえず、このように不合理とはいえない原々決定を、裁量の範囲を超えたものとして取り消した原決定は取り消し、さらに原々決定に誤りがあるとはいえないから、抗告は棄却する。

### (17) 最三決平成26年11月25日 最高裁HP

平成25年(あ)第510号 わいせつ電磁的記録等送信頒布, わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管被告事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/650/084650\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/650/084650_hanrei.pdf)

(要旨)

1 刑法175条1項後段にいう「頒布」とは、不特定又は多数の者の記録媒体上に電磁的記録その他の記録を存在するに至らしめることをいう。

2 不特定の者である顧客によるダウンロード操作に応じて自動的にデータを送信する機能を備えた配信サイトを利用した送信により、わいせつな動画等のデータファイルを同人の記録媒体上に記録、保存させることは、刑法175条1項後段にいうわいせつな電磁的記録の「頒布」に当たる。

(事案)

日本在住の被告人らは、日本国内で作成したわいせつな動画等のデータファイルをアメリカ合衆国在住の共犯者らの下に送り、同国内に設置されたサーバコンピュータに同データファイルを記録、保存し、不特定かつ多数の顧客にインターネットを介した操作をさせて同データファイルをダウンロードさせる方法によって配信するウェブサイト運営していたところ、日本国内の顧客が同配信サイトを利用してわいせつな動画のデータファイルをダウンロードして同国内に設置されたパーソナルコンピュータに記録、保存し、バックアップのために、東京都内の事務所において、DVDやハードディスクにわいせつな動画のデータファイルを保管した行為で、わいせつ電磁的記録等送信頒布, わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管罪で起訴された。第1審判決は、被告人らを有罪とし、原審もこれを是認した。

被告人らは、サーバコンピュータから顧客のパーソナルコンピュータへのデータの転送は、データをダウンロードして受信する顧客の行為によるものであって、被告人らの頒布行為に当たらず、また、配信サイトの開設、運用は日本国外でされているため、刑法1条1項にいう「日本国内において罪を犯した」者に当たらないから、被告人にわいせつ電磁的記録等送信頒布罪は成立せず、わいせつな動画等のデータファイルの保管も日本国内における頒布の目的でされたものとはいえないから、わいせつ電磁的記録有償頒布目的保管罪も成立しないとして上告した。

(判旨)

刑法175条1項にいう「頒布」とは、不特定又は多数の者の記録媒体上に電磁的記録その他の記録を存在するに至らしめることをいうところ、不特定の者である顧客によるダウンロード操作を契機とするものであっても、その操作に応じて自動的にデータを送信する機能を備えた配信サイトを利用して送信する方法によってわいせつな動画等のデータファイルを当該顧客のパーソナルコンピュータ等の記録媒体上に記録、保存させることは、刑法175条1項後段にいうわいせつな電磁的記録の「頒布」に当たるから、上告を棄却する。

### (18) 最二決平成26年11月28日 最高裁HP

平成26年(し)第538号 勾留取消請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/662/084662\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/662/084662_hanrei.pdf)

(要旨)

刑事施設にいる被告人が、被収容者からの書面の受領を担当する刑事施設職員に対し、上訴取下書を交付し、同職員がこ

れを受領したときは、刑訴法367条の準用する同法366条1項にいう「刑事施設の長又はその代理者に差し出したとき」に当たる。(補足意見がある。)

(事案)

拘置所収容中の被告人は、平成26年10月9日勾留取消し請求却下の裁判に対し、同月10日準抗告を申し立てた。被告人は、同月14日午前8時55分拘置所法務事務官看守部長に対し、準抗告の取下書を交付し、同看守部長は受領し、同日中に関係部署への回付処理をしたが、「異議申立取下げ書受領通知」の「所長又は代理者印」欄に押印されるなどの手続を経ないまま、放置された。裁判所は、同日、準抗告を棄却する原決定をし、同月16日午前10時、被告人に対し、同決定謄本が送達された。同日午後2時30分頃、本件取下書が訴訟書類引継簿に挟まれたままになっていることが発覚し、「所長又は代理者印」欄に押印されるなどの手続を経て、取下書が裁判所に送付された。

被告人が、準抗告を棄却する原決定に対し、特別抗告を申し立てた。

(判旨)

刑訴法367条が準用する同法366条1項は、刑事施設の内部手続に時間を要し、被告人が意図した効果の発生時期が予想外のものになって法的安定性が害されることを防ぐため、書面による訴訟行為の効力発生時期について到達主義の例外を定めたものであり、その趣旨に照らすと、刑事施設にいる被告人が、被収容者からの書面の受領を担当する刑事施設職員に対し、取下書を交付し、同職員が受領したときは、同項にいう「刑事施設の長又はその代理者に差し出したとき」に当たると解されるところ、本件においては、被告人は、平成26年10月14日午前8時55分、看守部長に取下書を交付し、同看守部長がこれを受領しているから、この時点で準抗告取下げの効力が生じたといえる。したがって、準抗告申立て事件の手続は、平成26年10月14日取下げによって終了し、これにより勾留取消し請求却下の裁判が確定したから、抗告の申立ては、実益がなく、不適法であるから、棄却する。

## 【公法】

### (19)最大判平成26年11月26日 最高裁HP

平成26年(行ツ)第78号 選挙無効請求事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/648/084648\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/648/084648_hanrei.pdf)

平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙当時において、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下で、選挙区間における投票価値の不均衡は平成24年法律第94号による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、上記選挙までの間に更に上記規定の改正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。

### (20)最大判平成26年11月26日 最高裁HP

平成26年(行ツ)第155号 選挙無効請求事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/647/084647\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/647/084647_hanrei.pdf)

平成25年7月21日施行の参議院議員通常選挙当時において、公職選挙法14条、別表第3の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下で、選挙区間における投票価値の不均衡は平成24年法律第94号による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、上記選挙までの間に更に上記規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記規定が憲法14条1項等に違反するに至っていたということとはできない。

### (21)最二判平成26年12月12日最高裁HP

平成25年(行ヒ)第449号 延滞税納付債務不存在確認等請求事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/689/084689\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/689/084689_hanrei.pdf)

相続税につき減額更正がされた後に増額更正がされた場合において、上記増額更正により増額された税額に係る部分について上記相続税の法定納期限の翌日からその増額された税額の納期限までの期間に係る延滞税が発生しないとされた事例。

原判決は、要旨「国税の申告及び納付がされた後に減額更正がされると、減額された税額に係る部分の具体的な納税義務は遡及的に消滅するのであり、その後に増額更正がされた場合には、増額された税額に係る部分の具体的な納税義務が新たに確定することになるのであるから、新たに納税義務が確定した本件各増差本税額について、更正により納付すべき国税があるときに該当するものとして、法60条1項2号に基づき延滞税が発生する」としたが、最高裁判所は、「減額更正と過納金の還付という課税庁の処分等によって、納付を要しないものとされ、未納付の状態が作出されたのであるから、納税者としては、本件各増額更正がされる前においてこれにつき未納付の状態が発生し継続することを回避し得なかった」とし、かかる回避し得ない不利益を課すことを法は想定していない等として、上記の通り判断した。

## (22)大阪高判平成25年9月27日 判例時報2234号29頁

平成25年(行コ)第45号 選挙権剥奪違法確認等請求控訴事件(控訴棄却(確定))

平成22年7月11日に実施された参議院選挙当時、公務執行妨害罪等により懲役刑に服していたために選挙権を行使できなかった者が、国に対し、公職選挙法11条1項2号が受刑者に選挙権の行使を認めていない点が違憲であることの確認や、国会議員が公職選挙法の改正をしなかったこと等により上記選挙において選挙権等を行使できず精神的損害を受けたとして国家賠償法に基づき慰謝料請求等した事案。

控訴審は、確認の訴えについては不適法却下の判断をし、国賠請求に関して、受刑者の選挙権制限の合憲性判断は最高裁大法廷平成17年9月14日判決(民集59巻7号2087頁,判例時報1908号36頁)の厳格な基準によるべきであり、未決収容者が現に不在者投票を行っていることや憲法改正の国民投票については受刑者にも投票権があるとされていることからすれば、受刑者について不在者投票等の方法により選挙権を行使させることが技術的に困難であるということとはできないなど、公職選挙法11条1項2号が受刑者の選挙権を一律に制限していることについて同最判のいう「やむを得ない事由」があると言うことはできないから、同号は憲法15条1項及び3項,43条1項並びに44条但書に違反すると判示し、他方で、平成22年7月11日当時同選挙権制限規定を廃止すべきことが明白な状況であったとは認め難く、同時点において国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っている状態にあったと評価することもできないから、立法不作為が違法だということとはできない、と判示し、控訴を棄却した。

## (23)東京地判平成24年4月13日 判例タイムズ1405号90頁

平成23年(行ウ)第73号 難民の認定をしない処分取消等請求事件(一部認容,一部訴え却下・確定)

本件で、原告(ミャンマー国籍,少数民族チン民族,キリスト教牧師)は、難民認定手続において難民の認定をしない処分を受け、在留特別許可及び強制退去手続に対する異議申出が認められず、退去強制令書発布処分を受けたため、各処分の取消しや在留特別許可の不許可処分の無効確認等を求めた。本決定は、原告に反政府組織であるチン民族戦線(CNF。メンバーの大半がキリスト教を信仰)への協力的行為があったことや、同国におけるキリスト教に対する迫害状況等を認定した上で、原告の活動が、CNFのキャンプにおいてキリスト教の宗教的指導者として礼拝等を行った者として「人種」「政治的意見」及び「宗教」を理由として迫害を受けるとして、難民該当性を認定し、難民認定をしない処分を取消し、また、その結果、「定住者」として在留資格の取得が許可されるので、在留特別許可については審査・判断する必要がなく同不許可処分の無効確認は訴えの利益がないとしてこれを却下した。

### 【社会法】

## (24)東京地判平成24年5月16日 判例タイムズ1405号163頁

平成22年(ワ)第26924号 損害賠償請求事件(請求棄却・確定)

日本政策金融公庫(Y)に勤務していたXは、過去4年間の人事考課が不当に低く、(1)本来昇格できたのに昇格できなかった、(2)早期に役職(主任調査役)を解任された(但し、職能資格等級の変更はなく役職のみの解任)、(3)他の事業本部への移籍を排除されたとして、Yに対し、昇格していれば受け取れた筈の給与相当額や慰謝料等の支払を請求した。本判決は、人事考課や異動、昇格、降格等の人事権の行使は、使用者に委ねられた経営上の裁量判断に属する事柄であり、同行使が社会通念上著しく妥当性を欠き、権利の濫用に当たらない限り違法とはならないとした上で、Yの人事考課が、年度当初に業務目標を設定し、同目標達成に向けての職務遂行過程及び達成状況を参考に行われていることを前提に、各年度の人事考課の内容を詳細に検討し、同目標に応じたXの成果物がYにとって無意味であったり実務に活用できないものであったこと、その原因がXの知識や理解不足、上司らとコミュニケーションを取ってこれを補おうとしなかったことにあること、その他にも目標達成が不十分と判断されるものもあったこと、執務態度も、他の関係機関からXの対応に関する抗議、叱責を受けたり、上司の業務指示にしたがわない等の事実が認められこと等を指摘し、Yの行った人事考課に不当な点はなかったとし、請求を棄却した。

## (25)津地判平成26年2月28日 判例時報2235号102頁

平成24年(ワ)第485号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

Yの経営する病院の労働者で構成される労働組合のXが、Yが労使合意による賃金体系に基づかずに一部の非組合員の従業員にヤミ手当を支給しているという疑いが生じ(以下、「本件増額支給問題」と言う。),また、当該病院の看護部長による部下に対するパワハラの問題が生じたため、本件増額支給問題の調査及びパワハラをした看護部長に対する処分を求めてYと団体交渉をしたが、Yから納得のいく回答がなされなかったため、ヤミ手当を受給したとされる従業員の賃金台帳の開示やパワハラを行った看護部長の厳正処分などを目的として、事前にストライキを実施することを通告し、ストライキを開始した。

それに対して、Yが、ストライキの禁止を求める仮処分を申し立て、ストライキの禁止を命じる仮処分決定がなされたため、Xが、当該仮処分の申立ては、被保全権利及び保全の必要性を欠く違法なものであったとして、Yに対し、不

法行為に基づき、損害賠償を求めた事案である。

本件訴訟では、(1)仮処分申立てがいかなる場合に不法行為となるのか、(2)Xらによる本件ストライキの正当性、(3)本件ストライキの差止めを求める被保全権利の有無及び(4)Yの過失の有無が争点となった。

本判決は、(1)につき、仮処分決定の被保全権利が当初から存在しない場合に、仮処分の申立人が同決定を得てこれを執行したことに故意又は過失があったときは、申立人は、民法709条により、相手方がその執行によって受けた損害を賠償する義務を負担すべきものであると判示し、また、(2)については、Xによる本件ストライキの目的は、労使合意に違反する本件増額支給問題の解明・是正及びパワハラをした看護部長の処分を求めるものであり、義務的団体交渉事項に該当し、Yが、虚偽の返答を繰り返したために、本件ストライキを行うことに至ったという経緯があり、本件ストライキの方法は、患者の生命・身体の安全確保に相当の配慮をしており、正当なものであったと判断した。

そして、(3)について、入院患者の生命・身体の安全に危険が生じる具体的な危険性があると認められなければ、本件ストライキの差止めを求める被保全権利を認めることが出来ないとした上で、これを認めず、また、Yにおいて、患者の生命・身体の安全を確保するための真摯な努力をしたということもできないとして、本件仮処分の申立てには被保全権利がなかったと判断をした。

加えて、(4)については、Yは、Xによる本件増額支給問題の追及を封じるための手段として本件仮処分申立てに及んだといっても過言ではなく、Yには本件仮処分申立てに及んでXの正当な争議権を侵害したことについて故意あるいは故意に比肩すべき重過失があると判断し、本判決は、Yによる本件仮処分の申立ては、Xに対する不法行為に該当すると判断して、XによるYに対する損害賠償請求を認めた。

## (26) 横浜地裁相模原支部判平成26年4月24日 判例時報2233号141頁

平成22年(ワ)第682号 未払賃金等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

本件は、保冷荷物を配送するトラック運転手Xらが雇用主である貨物運送等を行うYに対し法定外の時間外労働を日常的に行っていたとして未払の割増賃金及び労働基準法に基づく同額の付加金等の支払を求めた事案である。Yは、Xらが労働時間であると主張した待機時間はトラックを駐車して休憩をとることが自由であったから休憩時間であり労働時間に当たらないと主張して争った。

本判決は、Xらの1日の業務の流れを認定したうえで、Xらの労働実態に照らすと出荷場や配送先における待機時間はいずれも待ち時間が実作業時間に当たりYの指揮命令下におかれていたものと評価することができるとした。

## 【紹介済判例】

東京地判平成24年3月29日 判例タイムズ1405号254頁

平成20年(ワ)第5320号 損害賠償請求本訴事件、平成20年(ワ)第24303号 請負代金等請求反訴事件(一部認容(本訴)、請求棄却(反訴)・控訴(後変更・上告、上告受理申立)

法務速報137号7番で紹介済

東京高判平成25年8月8日 判例タイムズ1405号152頁

平成25年(行コ)第60号 損害賠償等(住民訴訟)請求控訴事件(一部取消、請求棄却・上告)

法務速報156号19番で紹介済

大阪地判平成26年1月16日 判例時報2235号93頁

平成24年(ワ)第8071号 特許権侵害差止等請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

法務速報153号15番で紹介済

最二判平成26年3月14日 金法2007号65頁

平成25年(受)第1420号 遺留分減殺請求事件(破棄差戻)

法務速報155号2番で紹介済

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/040/084040\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/040/084040_hanrei.pdf)

知財高判平成26年3月26日 判例時報2234号99頁

平成25年(行ケ)第10172号 審決取消請求事件(認容(上告受理申立て))

法務速報156号9番で紹介済

最一判平成26年4月24日 金法2006号76頁

平成23年(受)第1781号 執行判決請求事件(破棄差戻)

法務速報157号14番で紹介済

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/147/084147\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/147/084147_hanrei.pdf)

最三判平成26年5月27日 判例タイムズ1405号83頁  
平成24年(才)第888号損害賠償請求事件(破棄差戻)

法務速報158号19番で紹介済

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/217/084217\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/217/084217_hanrei.pdf)

最一判平成26年6月5日 判例時報2233号109頁

平成24年(受)第908号 損害賠償等請求及び独立当事者参加事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

法務速報158号15番で紹介済

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=84246](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84246)

最一判平成26年6月5日 金法2007号60頁

平成24年(受)第880号,第881号,第882号 配当異議事件(破棄自判)

法務速報158号14番で紹介済

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/245/084245\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/245/084245_hanrei.pdf)

最一判平成26年7月17日 判例時報2235号14頁

平成24年(受)第1402号 親子関係不存在確認請求事件(破棄自判)

法務速報159号2番で紹介済

最一判平成26年7月17日 判例時報2235号14頁

平成25年(受)第233号 親子関係不存在確認請求事件(破棄自判)

法務速報159号3番で紹介済

## 2. 平成26年(2014年)12月14日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 186 45

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律

・・・財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物土地につき,政府が,民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができること等を定めた法律

・閣法 186 48

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法

・・・事業主による専門的知識等を有する有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理について,労働契約法の特例等を定めた法律

・閣法 187 1

まち・ひと・しごと創生法

・・・潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成等についての基本理念,国等の責務,総合戦略の作成,まち・ひと・しごと創生本部の設置等を定めた法律

・閣法 187 2

地域再生法の一部を改正する法律

・・・地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度の創設,認定地域再生計画に基づく事業についての地域農林水産業振興施設整備計画の作成等を定めた法律

・閣法 187 9

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い,裁判官の報酬月額改定を定めた法律

・閣法 187 10

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い,検察官の俸給月額改定を定めた法律

・閣法 187 13

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等の改定を定めた法律

・閣法 187 20

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

・・・年少射撃資格者の年齢の要件の緩和,空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めた法律

・閣法 187 25

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

・・・不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度の導入,返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等を定めた法律

・閣法 187 27

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律

・・・原子力損害を賠償するために必要な資金の補助等を定めた法律

・閣法 187 28



原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

・・・原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償責任に関する特約は書面による必要があること、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約については当該契約の保険者は当該核燃料物質等の運搬の開始から終了までの間解除できないこと等を定めた法律

### 3.12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

伊藤 眞/道垣内弘人/山本和彦 編著 有斐閣 446頁 3,780円  
ジュリストBOOKS担保・執行・倒産の現在 事例への実務対応

高田裕成 編著 有斐閣 454頁 3,888円  
家事事件手続法 理論・解釈・運用

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 378頁 4,644円  
弁護士専門研修講座 民事交通事故訴訟の実務

田中 豊 著 学陽書房 272頁 3,240円  
和解交渉と条項作成の実務 問題の考え方と実務対応の心構え・技術・留意点

虎門中央法律事務所 編 民事法研究会 812頁 8,100円  
現代債権回収実務マニュアル 通常の債権回収 債権管理から担保権・保証まで

#### 4.12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

中島光孝/椎名みゆき 監修 日本加除出版 256頁 2,700円

弁護士・社労士・税理士が書いた Q&A労働事件と労働保険・社会保険・税金 加入・解雇・未払賃金・労災

岩出誠 著 中央経済社 216頁 3,024円

平成26年 改正労働法の企業対応 有期特例法,改正パート労働法,改正安衛法等の実務留意点

柏崎洋美 著 信山社 189頁 5,184円

労働者へのセクシュアル・ハラスメントに関する紛争解決手続

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 341頁 4,104円

弁護士専門研修講座 インターネットの法律実務

村上政博 編集代表 弘文堂 1004頁 14,040円

条解独占禁止法

## 5. 発刊書籍<解説>

「弁護士専門研修講座 民事交通事故訴訟の実務」

保険制度の概要, 交通事故損害賠償における医学的見地, 後遺障害等級認定をめぐる問題, 損害賠償の算定基準, 物損事故をめぐる諸問題などが解説されている。

「弁護士専門研修講座 インターネットの法律実務」

インターネット上のトラブルに対する裁判手続きの説明, 電子商取引, インターネットサービスに関するトラブル事例と解決法, インターネットを利用した犯罪行為とサイバー犯罪取締法, 子どもをめぐるトラブルなどが解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。